



障害年金制度について

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金と、会社員などが加入する厚生年金があります。こうした制度に加入中の病気やけがで障害が残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」が支給されます。

障害年金を受けるには、次の3つの要件が必要になります

1. 初診日が被保険者期間などにあること

障害の原因となった病気やけがの初診日（※）が、次のいずれかの期間になること

①国民年金または厚生年金に加入している期間（被保険者期間）

②20歳前または60歳以上65歳未満で国内に居住している期間

※初診日：障害の原因となった病気やけがについて、初めて医者などの診療を受けた日のこと

2. 保険料の納付要件を満たしていること

次の①または②を満たしていること

①初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上であること

②初診日において65歳未満であり、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと（初診日が令和8年4月1日前の場合の特例）

※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要

3. 一定の障害の状態にあること

①障害認定日（※）に、障害の状態が法令で定める障害の程度（障害基礎年金は1級・2級、障害厚生年金は1級～3級）に該当すること

②障害認定日後に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに障害の状態が法令で定められた状態に該当すること

※障害認定日：障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6か月を過ぎた日、または1年6か月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日

障害年金に該当する状態とは ※身体障害者手帳の等級とは異なります

○障害の程度1級

他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態です。身のまわりのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られているような方が1級に相当します。

○障害の程度2級

必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害です。例えば、家庭内で軽食を作るなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅で活動の範囲が病院内・家屋内に限られているような方が2級に相当します。

○障害の程度3級

労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態です。日常生活にほとんど支障はないが、労働については制限がある方が3級に相当します。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：宮澤